

第4章 情報化の基本理念と基本方針

1. 基本理念と基本方針

本計画は、ICT（情報通信技術）の飛躍的な発展や市民ニーズの多様化・高度化に的確に対応し、全ての市民が情報化の利便性を享受できる環境をつくり、市民生活や産業活動の向上、地域の活性化、市民サービスの向上などを目的とした、情報化施策を総合的・計画的に推進していくための計画です。

そのため本計画では、本市が目指すべき姿（あるべき姿）を、次のような情報化の基本理念として設定し、情報化を推進していきます。

基本理念： しあわせ実感 eまち ふじ ～ ICTを架け橋に

また、本計画では、市民のニーズが多様化・高度化する中で、市民志向に立った情報化計画とするために、市民と行政の接点・関わりについて、行政経営・地域経営の視点から市民を3つの側面にとらえ、次のように新たに定義します。

1 行政のサービスを楽しむ「顧客」としての市民

行政は、市民に対し、民間企業が商品を提供するように、市民ニーズにあったサービスを提供する一種のサービス業であると考え、市民を「顧客」としてとらえます。

2 行政経営に出資する「株主」としての市民

市民は、民間企業に出資する株主と同様に、自治体に納税し、自治体はその税金で営まれていることから、市民を行政に対して効率性や信頼性を求める「株主」としてとらえます。

3 まちづくりにおける「地域の主体」としての市民

まちづくりは、市民と行政、市民と市民が情報を共有し、市民を主役として協働して進めていくことが重要であることから、市民を「地域の主体」としてとらえます。

本計画ではこのような情報化の理念と、市民と行政の接点・関わりにおける3つの側面でもとらえた定義から、達成すべき将来の目標として、次に挙げる3つを基本方針として設定します。

基本方針1： 簡単・便利な市民サービスの提供

～「顧客」としての市民の視点から

電子自治体推進の目的の一つに、市民の利便性の向上があります。市民や事業者が、従来の公共施設窓口による行政手続や広報等の情報提供手段に加え、「誰もが、いつでも、どこでも」市民サービスを享受できるように、ICTを活用した簡単・便利な市民サービスの提供の更なる拡充とともに、そのための情報環境づくりも合わせて推進していきます。

基本方針2： スリムで信頼される行政経営の実現

～「株主」としての市民の視点から

電子自治体の推進により、行政運営の効率化・高度化を一層進めるとともに、市民への情報公開が更にスムーズに実施できるような環境の整備を図り、透明性の高い市役所づくりを進めます。また、各種事務処理の電子化に関しては、個人情報のお安全かつ適正な管理・運用が前提であることを深く認識し、情報セキュリティ対策を強化し、信頼される行政経営を推進していきます。

基本方針3： みんなで支えあうまちづくりの推進

～「地域の主体」としての市民の視点から

本市においては、市民が行政に対する理解を深め、市民一人一人の声を大切にしたまちづくりを、市民とともに推進していくことが重要であると考えています。

これまで以上に市民への情報提供、支援を充実するとともに、市民と行政、市民と市民ができる限り情報を共有し、まちづくりに市民が地域の主体として参加、参画、協働できる環境の整備を、ICTを活用しながら進めていきます。

2. 情報化施策体系

情報化の基本理念及び基本方針に基づき、本市として取り組むべき情報化施策は以下のとおりです。

